第３版

【益城町】令和８年熊本地震
被災者支援メニュー

令和8年10月15日

目次

■ 情報発信に関すること
1 情報の発信 1
■ 証明書の発行に関すること
2 更新 り災証明書の発行（１０/３０受付終了） 2
3 更新 被災証明書の発行 2
■ 住まい・生活支援に関すること
4 終了 災害ボランティアの依頼 3
5 終了 災害ごみの仮置き場の設置 3
6 更新 緊急修理（住家の被害拡大の防止） 3
7 更新 応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） 4
8 新規 井戸の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理） 5
9 更新 被災家屋などの解体・撤去 6
10 新規 公費解体仮置き場への搬入許可証の交付 7
11 新規 自宅敷地内への建設型応急住宅の供与 9
12 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅） 10
13 更新 町営住宅への入居（２次募集） 11
14 被災者生活再建支援制度 13
15 災害弔慰金・災害障がい見舞金 15
16 更新 生活福祉資金(一時的な生活費)の貸し付け（１０/３０受付終了） 16
17 新規 災害援護資金の貸し付け 16
■ 専門家への相談に関すること
18 熊本県弁護士会による法律相談 19
19 こころの健康相談 19
20 更新 熊本県建築住宅センターによる無料住宅相談 20
21 新規 令和８年熊本地震住まいサポートダイヤル 20
22 中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口 21
23 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談 22
■ 税金や手数料などに関すること
24 新規 町税の減免 22
25 終了 水道料金及び下水道使用料の減免 26
26 地震が原因で漏水した場合の上下水道料金の特別減免 26
27 各証明書の交付手数料の免除 26
28 マイナンバーカードの再交付手数料の免除 27
29 旅券（パスポート）の発給手数料の免除 27
■ 福祉・子育て支援に関すること
30 国民健康保険・後期高齢者医療の自己負担額の猶予・免除 28
31 新規 国民健康保険の自己負担額の還付 29
32 新規 後期高齢者医療の自己負担額の還付 30
33 新規 後期高齢者医療保険料の減免 31
34 新規 国民年金保険料の免除 32
35 介護保険の自己負担額の猶予・免除 33
36 福祉用具の再給付 34
37 特別児童扶養手当などの災害特例措置 34
38 新規 保育料の減免 35

※本支援メニューは第３版です。第２版から内容を更新している制度や、新しく追加した制度があります。
なお、今後も支援制度の追加や既存制度の内容更新を行う可能性があります。

1　情報の発信

総務課　広報係　☎０９６－２８６－３１１１
危機管理課　危機管理係　☎０９６－２８６－３２１０

【益城町ホームページ】

町ホームページ

災害時の緊急情報だけではなく、行政情報やくらしに役立つ情報を総合的に発信しています。

【LINE 公式アカウント】

ＬＩＮＥ友だち登録

益城町の LINE 公式アカウントを「友だち登録」すると、災害関連情報だけでなく、くらしに役立つさまざまな情報を受け取ることができます。

受け取りたい情報は設定により選択することもできます。

【益城町防災行政無線】

緊急を要する情報を一斉放送します。

聞き逃したときは…　自動応答電話☎２８６－０８８８ または町ホームページで確認できます。

【ましきメール】

携帯電話やパソコンのメール機能で、避難情報など安心・安全に関する情報や、イベント情報やごみ出し関連情報などの行政情報をお届けしています。

＜登録のしかた＞

携帯・パソコンから下記メールアドレス宛に空メールを送信

mas@ansin-anzen.jp

QR コードを
ご利用の方はコチラ

※　空メールとは、件名・本文を入れずに送信するメールです
※　スマートフォンで空メールを送信する際は、件名に任意の一文字（「あ」等)を入れて送信してください

【 空メールを送っても返信が届かない方へ！ 】

ドメイン（ anzen.jp ）指定受信の設定をお願いします

ドメイン指定受信設定

※ メールアドレス指定ではありません
※ 設定ができない場合、この用紙をお持ちになり各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい
【携帯ショップの方へ】上記設定および「空メール送信」後、返信メールに従い登録をお願いします

■ お客様サポート電話番号（フリーコール）　一般電話などからの場合

docomo：0120-800-000　softbank：0800-919-0157　au：0077-7-111　Y!mobile：0120-921-156

「あんしんメール」アプリ登録方法

スマートフォンのアプリで登録・受信ができます
（メールアドレス不要！ ドメイン指定受信設定不要！）

スマートフォン利用者のみ対象

【iPhone 版】　【Android 版】

2　り災証明書の発行（１０/３０受付終了）【内容更新】

税務課 り災証明コールセンター　☎０９６－２３４－６５１４

「り災証明書」は、災害により住家に被害が発生した場合に、被災者からの申請に基づき住家の被害認定調査を実施し、調査結果に応じた被害判定の度合いを、町が公的に証明するものです。

り災証明書は、調査を要するため、発行までに日数を要します。保険金請求の際は保険会社に確認のうえ、次項の「被災の事実のみ」を証明する被災証明書で対応できる場合は、即日発行できる被災証明書の申請をお勧めします。

【申請期限】

令和８年１０月３０日（金）

【申請場所】

益城町役場　税務課

【手数料】

無料

こちらのＱＲコードからも申し込むことができます。



【申請に必要なもの】

- 本人確認証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 委任状（同一世帯でない方が申請する場合）

3　被災証明書の発行【内容更新】

税務課 り災証明コールセンター　☎０９６－２３４－６５１４

「被災証明書」は地震、風水害、火災などによる住家以外の被災の事実を証明するものです。非住家、倉庫、家財、自動車などの被災状況について証明します。災害ごみの仮置き場への持ち込みや、各種保険の請求手続きなどに使用されます。（保険金請求の際には、加入している保険会社などに確認をお願いします。）

この証明は、被災状況を町に届け出たということを証明するものです。民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

【申請場所】

益城町役場　税務課

【手数料】

無料

【交付に必要なもの】

- 被災したことを示す写真（プリントアウト不要。スマホ等画面で確認）

- 本人確認証明書（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 委任状（同一世帯でない方が申請及び受領する場合）

【被災証明書（公費解体用）の交付申請】

住家以外の建物（事務所、倉庫、車庫、小屋など）の公費解体の申請に必要な被災証明書（公費解体用）の交付申請を受け付けます。窓口でその旨お申し付けください。

※「被災証明書（公費解体用）」の申請の際は、必ずプリントアウトした被災状況が分かる写真をご持参ください。

4　災害ボランティアの依頼【終了】

災害ボランティアセンター　☎０９６－２１４－５５６６

※８月２８日で受付を終了しました。

5　災害ごみの仮置き場の設置【終了】

住民課　環境衛生係　☎０９６－２８９－８０７７

※９月１１日で閉場しました。

6　緊急修理（住家の被害拡大の防止）【内容更新】

都市計画課　建築係　☎０９６－２８６－３３４０

令和８年熊本地震により被災した住家について、被害の拡大を防止することを目的とした「緊急修理」を支援する制度です。

※すでに支払いが済んでいる修理への支援はできません。必ず事前にご相談ください。

【対象となる内容】

具体的な例は、次のとおりです。

- 屋根等に被害を受け、雨漏り又は雨漏りのおそれがある住家へのブルーシート等の展張
- 損傷を受けた住家の外壁や窓硝子へのブルーシートの展張やベニヤ板による簡易補修による風雨の浸入の防御
- アパートやマンション等の外壁材（タイルやモルタル等）の剥落に伴う落下防止ネットの展張（損傷した住家前の歩行者の安全確保（２次被害防止）のため）

【対象となる方】

当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等に相当する程度の住家被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある住家の所有者（物置、倉庫や駐車場等は対象となりません）

【費用の限度額】

１世帯あたり５６，４００円以内

※　同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に緊急の修理のため支出できる費用の額は、１世帯当たりの額以内です。

※　なお、それぞれの世帯にり災証明書が交付される場合には、緊急の修理のため支出できる費用の額は、それぞれの世帯に対し、１世帯当たりの額以内となります。

【申込期限と完了期限】

令和８年１０月２７日（火）まで（完了期限も同日）

【申請受付窓口】（必要な書類等は個別にお渡しします）

益城町役場　都市計画課

【手続きの流れ】

◎（事前相談：要件への適合確認など）➡（事前調整：修理業者の確認や例示など）➡申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）➡町から修理業者へ依頼➡修理実施

7　応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）【内容更新】

都市計画課　建築係　☎０９６－２８６－３３４０

令和８年熊本地震により被災した住家について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。

申込者が選定した修理業者に益城町が応急修理を依頼します。費用についても、限度額の範囲内で益城町が修理業者へ支払います。

※すでに支払いが済んでいる修理への支援はできません。必ず事前にご相談ください。

【対象となる範囲】

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、早急に応急修理を行うことが適切であると認められる箇所です。

【対象となる方】

以下の全ての要件を満たす方

①　り災証明書の判定が大規模半壊、中規模半壊または半壊（半焼）、準半壊程度の住家被害を受け、そのままでは居住することができない状態にあること。

②　応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。対象者が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

※　ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

※　全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならない。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。

【費用の限度額】

１世帯あたりの限度額は次のとおりです。

（１）全壊[注1]、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯　７５７，０００円以内

（２）準半壊の被害を受けた世帯　３６７，０００円以内

※　同一住家（１戸）に２以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、上記の１世帯あたりの額以内です。

※　なお、同一住家に２以上の世帯が居住しており、世帯ごとに必要最小限度の部分が相違する場合には、当該世帯ごとに最小限度の部分を整理する必要があります。この場合、世帯ごとに修理のために支出できる費用の額は、上記のとおりです。

注１：全壊の住宅を修理する場合は、熊本県をとおして内閣府と協議を行う必要があります。協議には時間を要しますので、早めのご相談をお願いします。

【申込期限と完了期限】

令和９年１月２７日（水）まで（完了期限と同日）

※上記の期限までに修理を完了（完了報告書や修理写真等の提出を含む）する必要があります。

【申請受付窓口】（必要な書類等は個別にお渡しします）

益城町役場　都市計画課

８　井戸の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）【新規】

住民課　環境衛生係　☎０９６－２８９－８０７７

被災して飲用水を確保できなくなった井戸について、応急修理を行うことで、自宅での生活が可能になると見込まれる場合を対象として、その修理費を町が修理業者に支払うことを目的とした制度です。

なお、井戸の復旧について、相談・受付を開始する前に修理業者に工事を依頼している場合で、**工事が完了し、修理業者に修理費用を支払い済みの場合は対象外**となりますのでご注意ください。

【対象となる方】

以下のすべての要件を満たすことが条件です。

（１）令和８年熊本地震により被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。

（２）井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得る途を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。

（３）以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。

・井戸に被害を受けたものの、構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
・井戸の洗浄を実施したものの、機能の回復が図られていないこと。
・井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。
・応急修理を行うことで自宅での生活が可能と見込まれること。
・この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力すること。

【費用の限度額】

１世帯あたり　最大７５７，０００円以内

9　被災家屋などの解体・撤去【内容更新】

住民課　環境衛生係　☎０９６－２８９－８０７７

令和８年熊本地震により半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が所有者に変わって、解体・撤去を行います。なお、**建物の一部のみの解体は対象となりません。**

◆損壊家屋等の解体・撤去（公費解体）

【対象となる家屋等】

① 「り災証明書」又は「被災証明書（公費解体用）」で半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊）の判定を受けた住家、空き家、倉庫、納屋、中小企業の事務所・店舗など

② 住家の解体と一体的に解体する建造物（倉庫、納屋など）

【申請期限】

令和８年１０月３０日（金）まで

【申請書配布・受け付け場所】

役場１階ロビー

【必要なもの】

- り災証明書又は被災証明書（公費解体用）の写し
- 所有者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）の写し
- 申請書類
 - ✓ 申請書
 - ✓ 建物配置図
 - ✓ 委任状及び代理人の本人確認書類（代理人が申請する場合に必要）
 - ✓ その他建物登記の状況（共有名義、抵当権など）により各種同意書が必要

◆自費解体・撤去に要する費用の償還

二次被害防止などの理由により、半壊以上の被災家屋等を自ら事業者に依頼して解体・撤去した費用について、費用償還の対象となります。

ただし、費用償還の対象となった場合でも、解体・撤去に要した費用のうち、**町の基準額を超える部分は自己負担となります。**

※自費解体で発生した廃棄物を仮置き場に持ち込むことはできません。

【申請対象】

令和８年９月３０日までに解体業者と契約を結んだ方

【申請期限】

令和８年１２月１８日（金）まで

※申請書は、随時配布しています。

※申請には、解体・撤去の工事を全て完了してからお越しください。

【申請書配布・受け付け場所】

役場１階ロビー

【必要なもの】

- 「り災証明書」又は「被災証明書（公費解体用）」の写し
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）の写し
- 申請書類
 - ✓ 自費解体・撤去に要する費用の償還申請書
 - ✓ 建物配置図（解体家屋等の敷地の見取り図を作成してください。住居、倉庫など建物の種類を記載し、それぞれ「壊した」、「残した」と記入してください）
 - ✓ 委任状（代理人が申請する場合に必要）
 - ✓ 解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
 - ✓ 契約書（令和８年９月３０日までに解体業者と契約した工事が対象）
 - ✓ 見積書（工事費用の内訳が明記されているもの）
 - ✓ 領収証
 - ✓ マニフェスト伝票（Ｅ票）※取得については、施工業者へお尋ねください。
 - ✓ 口座振込依頼書及び通帳の写し

10　公費解体仮置き場への搬入許可証の交付【新規】

住民課　環境衛生係　☎０９６－２８９－８０７７

現在、公費解体仮置き場への災害ごみの受け入れを行っていますが、搬入には「搬入許可証」が必要です。

【搬入許可を申請できる方】

ア　公費解体を申請して、解体前に家屋等の中の片付けを行う方

イ　特別な事情（入院、長期出張など）により、９月１１日までに災害ごみを仮置き場へ持ち込めなかった方

【仮置き場に持ち込めるごみ】

アの方　公費解体前の家屋等の片付けで発生するごみ

イの方　令和８年熊本地震で発生したごみ（地震で直接被害を受けたものに限る）

※地震に伴い家屋等が被災した場合であっても、応急修理などの他の公的支援を利用した工事（家屋の修繕、修理、補修、瓦の葺き替え等）の際に発生する廃材等のごみは、仮置き場には持ち込めません。産業廃棄物として適切に処理してください。

【搬入許可申請】

平日の８時３０分から１６時までに、益城町役場１階ロビーで申請してください。

【必要書類】③・④は代理申請の場合のみ

① 災害ごみ搬入許可申請書（町ホームページからダウンロード可）

② 仮置き場に搬入するごみの写真（搬入するもの全ての写真。携帯電話などで撮った写真の提示で可）・運搬する車両のナンバー（１台のみ）

※　写真を確認のうえ、搬入物、車両及び搬入回数を指定します。

③ 委任状（町ホームページからダウンロード可）
④ 委任する方（受任する方ではありません）の本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカードなど）

【注意点】

- 令和８年熊本地震により発生した災害ごみしか搬入できません。申請の際にお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 搬入許可証には、搬入品目及び回数を記載します。記載されていない品目の搬入や記載された回数以上の搬入が発覚した場合は、以後の仮置き場の利用をお断りします。
- 品目ごとに分別を徹底してください。一般家庭ごみ（燃えるごみ、燃えないごみ、ペットボトル、空き缶、プラスチック容器包装）は、指定袋に入れて、決められた曜日にごみステーションへ出してください。

【公費解体仮置き場の場所】

旧中央小学校跡地グラウンド（益城町大字福原６９０番地１）※陸上競技場東側

※　車両は国道 443 号側から入場いただき、**総合体育館敷地横の河川敷道路からお入りください。警備員の誘導に従ってください。（現在、一方通行となっております。）**

※　益城矢部線から右折での入場はできません。

※　入り口で搬入許可証の確認を行います。

※　天候等の状況により休場することがあります。

※　仮置き場内では係員の指示に従ってください。

町ホームページ

【受け入れ期間】

①　公費解体前の片付けは、令和８年１２月中旬まで（予定）

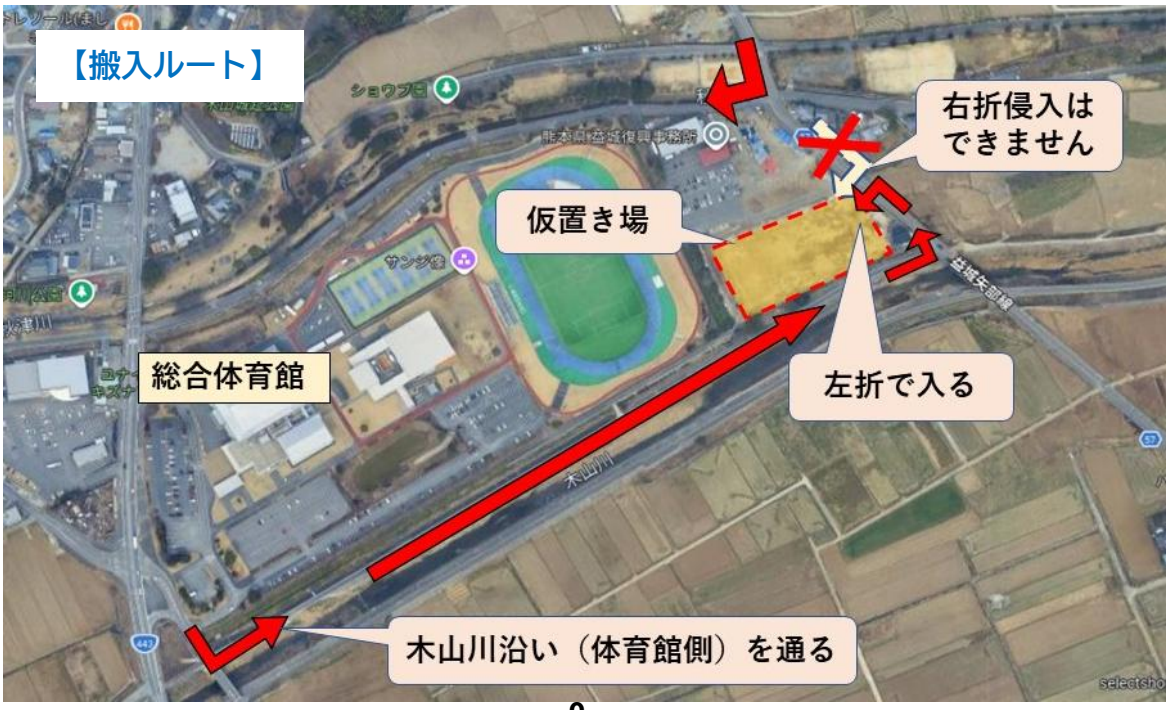
②　①以外は、令和８年１１月６日（金）まで

※土曜日、日曜日、祝日は休場

【受付時間】

１．午前の部　　９時００分から１１時３０分まで

２．午後の部　１３時００分から１５時３０分まで



11　自宅敷地内への建設型応急住宅の供与【新規】

都市計画課　建築係　☎０９６－２８９－８３０８

令和８年熊本地震で住宅に大きな被害を受けた人のうち、農業・畜産業などの事業継続のため、また、その他の事情により、自宅敷地内で生活を続ける必要がある被災者に対し、建設型応急住宅（仮設住宅）を提供できる場合があります。

【入居対象者】

農業・畜産業などの事業の継続、その他の事情により、自宅敷地内に居住する必要がある人で、次の（１）から（３）の要件を全て満たす人

※ただし、個別の事情を確認したうえで判断します

（１）令和８年熊本地震により、次の要件のいずれかを満たす人

ア　住家が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない人

イ　住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であって、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う人

ウ　その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた人

（２）他に居住できる住家※１がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない人

※1：持ち家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと

（３）災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

【入居期間】

（１）入居の日から最大２年間

（２）入居期間の期限を待たずに恒久的な住宅を確保した場合は、速やかに退去し、撤去又は返却すること

【その他注意点】

●自宅敷地内に仮設住宅を設置できる要件を満たす必要があります。

・敷地が接している道路の幅員が４ｍ以上

・敷地の間口がおおむね６ｍ以上

・搬入経路が確保できること

（その他、個別の条件があります）

●光熱費等は入居者の負担となります。

●仮設住宅のタイプは選択できません。

●供与の可否は、個別の事情や敷地条件等を確認して決定します。

●被災住宅の解体、撤去、建替え等の住宅再建の支障とならないことや、住宅再建工程との関係について、あらかじめ整理する必要があります。

【相談窓口】

益城町役場都市計画課（庁舎２階４番窓口）へご相談ください。

12　賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

福祉課　地域福祉係　☎０９６－２３４-６１１３

令和８年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住居が確保できない方に対し、民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供します。

※　制度に関する相談窓口や、書類提出先は益城町役場福祉課です。まずは、窓口にてご相談ください。

【対象となる方】

次の１から４の要件をすべて満たす方

1. 災害発生の時点において、災害救助法が適用された市町村に居住する方（益城町は対象です）
2. 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす方
 - ア　住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 - イ　住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方
 - ウ　二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方
 - エ　災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する方のうち、「半壊以上」であって、修理期間が１か月を超えることが見込まれる方
 - オ　その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方
3. 他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない方

災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない方

【対象となる賃貸型応急住宅】

1. 熊本県内にある住宅で、家賃が１ヶ月当たり下記の家賃上限以下であるもの
 （次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可）
2. 貸主から同意を得ているもの
3. 不動産仲介業者が斡旋した住宅であること
4. 原則、耐震性が確認されている住宅であること

【家賃上限】

- １人（単身）世帯　　5.5 万円以内
- ２人の世帯　　6.5 万円以内
- ３人～４人以下の世帯　　9.5 万円以内
- ５人以上の世帯　　13 万円以内

※ 小学校入学年齢に達しない児童は入居人数に含めません。ただし、その人数が2人以上の場合は、１人あたり 0.5 人として換算します。

【入居期間】

入居日から２年以内

※　恒久的な住まいの確保後や断水等のライフラインの復旧後、速やかに退去する必要があります。
※　応急修理制度を併用する場合は応急修理を申し込んだ日から原則 6 か月以内(応急修理が完了するまでの期間)となります。

【補助内容】

- 家賃の他、所定の範囲内で退去修繕負担金(敷金)、礼金等や損害保険料が県負担となります。
- 損害保険料は、県で一括加入します。
- 被災者･貸主･県の三者契約が必要です。県が借主となります。
- 被災者と貸主で既に令和 8 年 7 月 28 日以降に契約されて入居済の場合は、三者契約を結び直すことで、支払済の費用のうち県負担分の一部を遡って精算することが可能です。

【注意事項】

被災した住宅の応急修理制度を利用する方は、先に応急修理の申請を行ってください。
応急修理の採択前にみなし仮設住宅へ入居した場合、応急修理の支援を受けることができなくなります。

【申請･お問い合わせ】

益城町役場　福祉課　地域福祉係　☎　096-234-6113
※窓口で制度の詳しい説明を行っております。まずは、役場1階福祉課7番窓口までお越しください。

13　町営住宅への入居（２次募集）【内容更新】

財政課　管財係　☎０９６－２８６－３１５５
益城町営住宅管理センター　☎０９６－２８５－７８５０

令和８年熊本地震により住居が全壊等の被害を受け、自らの資力では住まいを確保することが困難な方に対し、町営住宅の空室を一時提供します。

【対象となる方】

次の１から３の要件をすべて満たす方

1　災害発生の時点において、益城町に居住していた方
2　次のいずれかに該当する方
　ア　住宅が「全壊」し、居住する住宅がない方
　イ　住宅が「半壊」(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）により、再利用できず、やむを得ず解体を行う方
3　申請時において、他に居住できる住宅がなく、自らの資力では住宅を確保できない方

【対象となる町営住宅（２次募集：１８戸）】

校区	団地名	戸数	備考
広安	安永団地	4	５階建て（EV あり）
	馬水団地	6	５階建て（EV あり）
広安西	広崎第２団地	2	５階建て（EV あり）
木山	宮園第１団地、木山上辻団地	各１	２階建て
	木山下辻団地	2	５階建て（EV あり）
	市ノ後第２団地	1	５階建て（EV あり）
福田	畑中団地	1	平屋

※飯野・津森校区は現在空きがありません

【入居（一時提供）期間・費用】

- 一時提供期間 ： 令和８年１１月６日～令和９年１１月５日（１年間）
- 費 用 免 除 ： 家賃、敷金、駐車場使用料（１年間）
- 入 居 者 負 担 ： 共益費、光熱費、家具家電等

なお、期間終了後、町営住宅の入居要件（収入基準等）を満たす方は、あらためて申請のうえ継続して入居することが可能です。（要申請・敷金納付・家賃発生）

【申請期間・方法】

- 募集期間 ： 令和８年１０月１５日（木）～１０月２８日（水）
- 申請方法

 方法①　窓口での申請

 受付場所：益城町営住宅管理センター（益城町宮園７１７－３　Ａ１ビル１０２）

 午前８時３０分～午後５時（土日祝を除く）

 方法②　電子申請（LoGo フォーム）

 スマートフォン等から、右記の二次元コードを読み取り、必要事項を入力してください。

 QR コード

- 必要書類 ： 申込書、印鑑、り災証明書、世帯全員の住民票（続柄有）、要配慮事項確認書類、解体関連書類（該当者のみ）

 ※り災証明書、解体関連書類は後日提出も可（11 月 2 日（月）までにお願いします）

【入居者の決定方法】

入居者は、被害の状況や世帯の事情を総合的に勘案し、次の項目等に該当する方を優先して決定します。なお、複数の項目に該当する方は、より優先して入居を決定します。

- 住宅が全壊した世帯
- 障がいのある方がいる世帯

 （身体１～４級、精神１～２級、療育A1・Ａ２・Ｂ１・Ｂ２のいずれか）
- 要介護１～５の方がいる世帯

- 入居者全員が７５歳以上（１８歳未満の親族は可）
- 未就学児がいる世帯
- ひとり親世帯
- 多子世帯（子３人以上）

※　抽選が必要となった場合は、１１月４日(水)午後１時３０分から、役場２階会議室で行います。対象者には電話またはメールでお知らせし、対象者の中から数名の方に立会いをお願いする場合があります。なお、立会いされない場合も抽選対象となります。

【結果発表・入居手続き】

- 選考結果の発表：令和８年１１月５日（木）午後１時～町ＨＰで受付番号を掲載
 ※電話での確認も可（益城町営住宅管理センター　☎０９６-２８５-７８５０）
 ※お問い合わせの際は、受付番号をお伝えください。
- 入居手続き・入居可能日
 入居決定者は、令和８年１１月６日(金)以降、管理センターにて入居手続きおよび鍵の引渡しを行います。鍵の引渡し後、ご入居いただけます。(事前予約制)

【注意事項】

- ペットの飼育はできません。
- 一時提供期間終了後、町営住宅の入居要件※（収入基準等）を満たさない場合は、退去していただきます。
- その他詳細は町ホームページをご確認ください
 https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0038200/index.html

14　被災者生活再建支援制度

福祉課　地域福祉係　☎０９６－２３４-６１１３

令和８年熊本地震により住宅が全壊した世帯、半壊、または敷地等に被害が生じてやむなく解体した世帯、大規模半壊世帯、中規模半壊世帯に、生活再建の支援金が支給されます。

支給額一覧

区分		1　基礎支援金	2　加算支援金		1+2合計額
複数世帯（被災時世帯の人数が2人以上）	全壊世帯 解体世帯※ 長期避難世帯	100万円	建設･購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設･購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	なし	建設･購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円

区分		1 基礎支援金	2 加算支援金		1+2合計額
単数世帯（被災時世帯の人数が1人）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	なし	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

※ 「解体世帯」とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。

※ 住宅が「半壊」または「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどの理由により、住宅をそのままにしておくと非常に危険である、もしくは修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、その住宅を解体した場合には、「解体世帯」として「全壊世帯」と同等の支援が受けられます。

【必要書類】

申請に必要な書類

		全壊世帯	半壊解体世帯	敷地被害解体世帯	長期避難世帯	大規模半壊世帯	中規模半壊世帯※3
基礎支援金	り災証明書	○	○	○	※2	○	○
	長期避難世帯証明書				○		
	住民票※1	○	○	○	○	○	○
	預金通帳の写し※1	○	○	○	○	○	○
	解体証明書 または滅失登記簿謄本		○	○	※2		
	敷地被害証明書類			○	※2		
加算支援金	契約書等の写し	○	○	○	○※2	○	○

※1 個人番号（マイナンバー）記載により添付を省略できます。ただし預金通帳はマイナンバーとの連携をした人のみです。（不明な場合は写しを添付してください）

※2 長期避難世帯（県が認定した避難地域に住んでいた世帯）の認定期間中、認定地域を再建先とした加算支援金の申請は出来ません。

また、長期避難世帯の認定解除後に加算支援金を申請する場合、住宅の被害程度に応じて支援対象世帯となるか判断されますので、り災証明書等の提出が併せて必要です。

※3 中規模半壊世帯は「基礎支援金」の対象となりませんが、「加算支援金」の申請の際、「○」がついた書類が必要となります。

【受付窓口】
益城町役場　福祉課　地域福祉係(1階7番窓口)
電話番号　096－234－6113
申請書や必要書類、制度の詳細についての説明も行っています。
詳細は、公益財団法人都道府県センターホームページもご確認ください。

【申請期限】
基礎支援金:令和９年(2027 年)8 月 27 日(金曜日)
加算支援金:令和 11 年(2029 年)8 月 27 日(月曜日)

15　災害弔慰金・災害障がい見舞金

福祉課　地域福祉係　☎０９６－２３４-６１１３

●災害弔慰金

令和８年熊本地震によりお亡くなりになった方のご遺族に対して支給します。

【対象となる方】
令和８年熊本地震によりお亡くなりになられた方のご遺族
＊遺族の範囲・順位：①配偶者　②子　③父母　④孫　⑤祖父母　（①～⑤がおらず、兄弟姉妹がいる場合は、その兄弟姉妹（亡くなった方と同居し同一世帯））

【支給額】
・亡くなった方が生計維持者の場合　　５００万円
・生計維持者以外の場合　　２５０万円
＊弔慰金の額は、死亡者の世帯における生計維持の状況により異なります。

●災害障がい見舞金

令和８年熊本地震により心身に重度の障がいを受けた方に対して支給します。

【対象となる方】
令和８年熊本地震により重度の障がい（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方

【支給額】
・重度の障がいを受けた生計維持者　　２５０万円
・重度の障がいを受けたその他の方　　１２５万円

【必要なもの】
・医師による診断書

16　生活福祉資金(一時的な生活費)の貸し付け(10/30 受付終了)【内容更新】

益城町社会福祉協議会　☎０８０－５７９９－８４２０

令和8年熊本地震により被災された世帯に対して、生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付の受付を行います。

【貸付内容】

貸付限度額:一世帯につき一回限り。原則として10万円以内。

ただし、以下の場合は、20万円以内。

① 世帯員の中に被災による死亡者がいる場合
② 世帯員に要介護者がいる場合
③ 4人以上の世帯である場合
④ 世帯員に被災による重傷者や妊産婦、小学校修了までの子どもがいる場合

据置期間:貸し付けの日から1年以内
償還期間:据置期間終了後2年以内
貸付利子:無利子

【申し込みに必要なもの】

- 本人確認証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 申込者の預金通帳又はキャッシュカード等預金口座がわかるもの

【相談・申込受付期間】

時　　間:午前10時から午後4時まで(土曜、日曜、祝日を除く)
相談場所:益城町惣領 1476-1
学びと支え合いの複合施設YPみらいえ

受付期間については、令和8年10月30日(金)をもって終了します。

17　災害援護資金の貸し付け【新規】

福祉課　地域福祉係　☎０９６－２３４－６１１３

【1. 制度概要】

令和 8 年熊本地震による災害により、世帯主の方が負傷した世帯や住居・家財に著しい損害を受けた世帯を支援するため、生活の立て直しのための資金の貸し付けを行います。

【2. 対象となる世帯((1)～(3)のすべてに該当する世帯の世帯主が対象)及び貸付限度額】

(1)被災日(令和 8 年 7 月 28 日)において、益城町内に居住の世帯。

（2）令和８年熊本地震により次のいずれかに該当する被害を受けた世帯。

損害の種類・程度及び貸付限度額		① 住居の全体が滅失又は流失の場合	② 住居が全壊の場合	③ 住居が半壊の場合	④ 家財の 1/3 以上が損害の場合	⑤ 住居及び家財に損害がない場合
A	世帯主におおむね１か月以上の負傷がない場合	350 万円	250 万円 （350 万円）	170 万円 （250 万円）	150 万円	-
B	世帯主は負傷し、療養期間がおおむね一か月以上の場合	350 万円	350 万円	270 万円 （350 万円）	250 万円	150 万円

※　被災した住居を建て直すにあたり、住居の存在部分を取り壊さざるを得ない場合等の事情がある場合は（ ）内の金額が限度額となります。
※　家財の損害には自家用車は含まれません。

（3）世帯全員の令和7年分の総所得額が次に定める額未満の世帯。

世帯人数	１人	２人	３人	４人	５人以上	住宅が滅失した場合
前年の総所得金額	220 万円	430 万円	620 万円	730 万円	１人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額	1,270 万円

※総所得とは、町民税における総所得額をいいます。

【3. 貸付条件】

利　　率　保証人を立てる場合は無利子
　　保証人を立てない場合は年 1.5%（据置期間は無利子）

据置期間　３年

償還期間　10 年（据置期間 ３年経過後の ７年間で返済）

償還方法　年賦、半年賦、月賦（元利均等償還、ただし繰上償還可能）

連帯保証人

①行為能力者であり、弁済の資力を有すること。

②借入申込人と同一世帯の人ではないこと。

③災害援護資金の借受人または借入申込人ではないこと。

④原則として、益城町に居住していること。

【4. 申し込みについて】

【申込人必要書類】※申込人は世帯主になります。

□災害援護資金借入申込書（所定のもの）※借受人・連帯保証人の押印必要。

□本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

□世帯全員の住民票の写し（現住所が益城町外の場合に必要。本籍地の記載があるもの）

□世帯全員の令和8年度（令和7年分）の所得証明書（令和8年１月１日現在益城町外に住所登録をしていた場合に必要です。）

□り災証明書（住居に半壊以上の被害がある場合。コピー可。）

□診断書（世帯主に１ヶ月以上の負傷がある場合）
□被害状況が分かる写真等の資料（家財の３分の１以上の損害の場合）

【連帯保証人必要書類】
□本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
□本人の住民票の写し（現住所が益城町外の場合に必要。本籍地の記載があるもの）
※状況によって、その他の書類をお願いする場合がございますのでご了承ください。

【5. 審査について】

申請受付後、「災害援護資金借入申込書」の記載内容及び必要書類を精査のうえ、審査を行います。審査の状況によっては、住居の建設・購入、修繕に関する契約書等、あらためて書類の提出をお願いする場合があります。必要な書類が全てそろった時点で申し込みの受理となります。

【6. 貸し付けの決定及び借用書等の提出について】

（1）審査の結果、貸し付けの決定を行った場合は「災害援護資金貸付決定通知書」をお送りします。不承認となった場合は「災害援護資金貸付不承認決定通知書」をお送りします。

（2）貸し付けの決定を行った方には、次の書類を提出していただきます。

①災害援護資金借用書（所定のもの）※借受人・連帯保証人の実印の押印必要。
②借受人・連帯保証人の印鑑証明書
③借受人・連帯保証人の本人確認書類
④口座振替依頼書（所定のもの）
⑤借受人名義の災害援護資金入金先となる口座の通帳等の写し（振込口座の確認のため）

【7. 貸付の流れ】

①借入の相談
まずは電話にてご相談ください。

②借入申込
借入申込書の提出。（その他必要書類は４．申し込みについてを参照。）

③審査
ご提出いただいた書類等の審査。

④貸付決定
貸付決定通知書または貸付不承認決定通知書の交付。

⑤借用書など必要書類の提出
貸付決定の場合は借用書など必要書類の提出。

⑥貸付金の交付
借用書など必要書類提出後１ヶ月程度かかります。

⑦償還開始（3年間据え置き）
据え置き期間終了後７年以内に償還してください。

【8. 申込期限】

令和８年８月１日（土）～令和８年10月31日（土）

【9. 相談・受付窓口】

受付場所：益城町宮園702番地 益城町役場福祉課（1階７番窓口）
電話：096-234-6113

18　熊本県弁護士会による法律相談

熊本県弁護士会法律相談センター　☎０９６－３２５－０００９

熊本地震に関するもの、その他の相談を受け付けます。お気軽にご相談ください。
相談には事前予約が必要です。上記の問合せ先までお電話ください。
熊本地震被害関連のご相談は無料ですが、一般の相談については相談料が発生する場合があります。詳しくは、下記のお問合せ先にご連絡ください。

【日時】
祝日を除く毎週火・金曜日　午後１時～４時

【場所】
益城町役場　１階相談室

【相談時間】
１件につき 30 分

【相談内容】
- 熊本地震に関する相談
- 多重債務の相談
- 遺言・相続・労働者側の労働問題、被告や相手方になった民事・家事事件の係争中の代理人がついていない方の相談（初回のみ）
- その他の相談で、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度を利用できる場合（それ以外の相談は 5,400 円）

※　詳細は、予約の際にお尋ねください。

19　こころの健康相談

健康保険課　健康増進係　０９６－２３４－６１２３

災害後には、様々なこころの不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。こころの健康に関するご相談は以下で受け付けています。

【電話相談窓口】

相談先	連絡先	対応日時
こころの健康相談電話 （熊本県精神保健福祉センター）	０９６－３８６－１１６６	平日 午前９時～午後４時
熊本こころの電話	０９６－２８５－６６８８	年中無休 午前１１時～午後６時半
熊本いのちの電話	０９６－３５３－４３４３	年中無休 ２４時間
よりそいホットライン	０１２０－２７９－３３８	年中無休 ２４時間
熊本県御船保健所	０９６－２８２－００１６	平日 午前８時半～午後５時１５分

20　熊本県建築住宅センターによる無料住宅相談【内容更新】

一般財団法人熊本県建築住宅センター　☎０９６‐３８５‐０７７１

被災した住宅の補修や建て替えをしようと検討されている方に対し、一級建築士、弁護士、マンション管理士といった、それぞれの専門分野のエキスパートによる無料住宅相談を行っています。相談は電話による事前予約が必要です。

【相談内容・日時等】

相談内容	専門家	相談日	相談時間・場所
【当面休止】 被災住宅改修等相談	―	―	＜時間＞ 午後１時～４時 （要予約） ＜場所＞ 熊本県建築 住宅センター
住宅一般相談 高齢化リフォーム相談	一級建築士	毎月第２・第４月曜日	
【当面休止】 耐震相談	―	―	
法律相談	弁護士	毎月第２・第４月曜日	
マンション相談	マンション管理士	毎月第３月曜日	

※　今後の状況により、上記内容は変更となる可能性があります。最新の情報は一般財団法人熊本県建築住宅センターのホームページでご確認ください。

※　相談日が祝日などの場合は翌日に変更となります。

【予約受付時間】

祝日・休日を除く月曜～金曜　午前９時～午後５時

21　令和８年熊本地震住まいサポートダイヤル【新規】

熊本県住宅リフォーム推進協議会　☎０５０－８８８２－５９２４

令和８年熊本地震で被害を受けられた方を対象として、建築士による住宅の復旧や改修等に関する無料電話相談窓口 『令和８年熊本地震住まいサポートダイヤル』 が開設されました。 また、住宅の被害状況等に応じて、現地での対面による相談についてもご案内します。

【相談内容】

１　無料電話相談 住宅の復旧、改修等に関する電話相談

２　現地での対面相談 住宅の被害状況等に応じ、建築士等を被災住宅の現地に派遣して、復旧・改修等のアドバイス。

被災した住宅が対象です。※空き家は除きます。

【お問い合わせ先　受付期間・時間など】

電話番号：０５０－８８８２－５９２４　（通話料がかかります）
実施期間：令和８年８月２５日（火）～１０月３０日（金）　（土日、祝祭日を除く）
受付時間：９時～１２時、１３時～１６時

※今後の状況により、上記内容は変更となる可能性があります。最新の情報は一般財団法人熊本県建築住宅センターのホームページでご確認ください。

22　中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口

益城町商工会　☎０９６－２８６－２５５１
産業振興課　商工観光係　☎０９６－２８９－８３０７

益城町商工会は、今回の地震により影響を受けられた事業者の皆様の事業継続および復旧支援を図るため、「令和８年熊本地震に関する特別相談窓口」を設置しています。

事業所の被害状況のご相談や今後の資金繰り、支援制度の活用など、ご不明な点やご不安なことがございましたら、お気軽にご相談ください。

【対象】

中小企業・小規模事業者

【相談窓口】

益城町商工会（益城町宮園７１５－１）

【主な相談内容】

- 建物・設備・商品等の被害に関するご相談
- 資金繰りや災害復旧融資（公的金融機関等）のご案内
- 雇用維持や各種支援施策に関する情報提供
- その他、事業継続・復旧に関するお困りごと全般

【参考：その他 事業者向け特別相談窓口】

令和8年熊本地震に伴う災害に関する特別相談窓口一覧

都道府県	機関名	支店名		連絡先
熊本県	日本政策金融公庫	熊本支店	中小企業事業	096-352-9155
熊本県	日本政策金融公庫	熊本支店	国民生活事業	0570-097-290
熊本県	日本政策金融公庫	八代支店	国民生活事業	0570-098-446
熊本県	商工中金	熊本支店		096-352-6184
熊本県	熊本県信用保証協会			096-375-2000
熊本県	熊本商工会議所			096-354-6688
熊本県	八代商工会議所			0965-32-6191
熊本県	荒尾商工会議所			0968-62-1211
熊本県	人吉商工会議所			0966-22-3101
熊本県	水俣商工会議所			0966-63-2128
熊本県	本渡商工会議所			0969-23-2001
熊本県	玉名商工会議所			0968-72-3106
熊本県	山鹿商工会議所			0968-43-4111
熊本県	牛深商工会議所			0969-73-3141
熊本県	熊本県商工会連合会			096-325-5161
熊本県	熊本県中小企業団体中央会			096-325-3255
熊本県	熊本県よろず支援拠点			096-286-3355
全国	全国商店街振興組合連合会			03-3553-9300
九州	中小機構　九州本部　企業支援部　企業支援課			092-263-0300
九州	九州経済産業局 産業部中小企業課			092-482-5451

23　住宅金融支援機構による災害復興住宅融資等に関する相談

住宅金融支援機構　熊本センター　☎０９６－２４１－６１８０

被災された方の早期復興の支援のため、住宅の建替え、補修等に必要な資金の融資などに関する相談窓口です。

【場所】（個人住宅の相談のみ）
益城町役場　１階相談室

【日時】
平日　午前１０時～午後４時
（完全予約制）相談員は常駐しておりません。事前予約が必要です。
（予約連絡先）０９６－２４１－６１８０

【内容】

- 住宅の建設・購入・補修に関する住宅ローンのご相談
 収入を合算する場合や、親子リレー返済などのご相談も承ります。
- リバースモーゲージ型の住宅ローンのご相談
 満６０歳以上の方がお申し込みできる、毎月のご返済は利息のみで、元金はお申し込みされた方がお亡くなりになった時に一括でご返済いただく住宅ローンです。

24　町税の減免【新規】

税務課　住民税係　☎０９６－２８６－３３８８
〃　固定資産税係　☎０９６－２８６－３３８０

【個人町県民税】

令和８年熊本地震により被災された方は、被害の程度に応じて個人町県民税の減免を受けることができます。

・所得割（令和７年の所得に応じた課税）の減免
（ア）　　地震による住宅の被災
【対象および減免割合】
令和８年熊本地震により納税義務者または扶養親族が居住する住宅が、災害により半壊以上の損害を受け、かつ、令和７年の合計所得金額が１，０００万円以下の方

令和７年合計所得金額	住宅の損壊程度	減免の割合
500 万円以下のとき	大規模半壊以上	10 分の 10
	中規模半壊・半壊	10 分の 5
500 万円を超え 750 万円以下のとき	大規模半壊以上	10 分の 5
	中規模半壊・半壊	4 分の 1
750 万円を超え 1,000 万円以下のとき	大規模半壊以上	4 分の 1
	中規模半壊・半壊	8 分の 1

（イ）　　地震による納税義務者の減収

【対象および減免割合】

令和８年熊本地震により納税義務者の令和８年中の農業、営業、賃貸不動産の収入のうち、いずれかの収入金額の損失額（農作物共済金や損害保険金等によって補てんされる金額を控除）が、令和７年中の当該収入と比較して１０分の３以上と見込まれる場合で、令和７年中の合計所得金額が１，０００万円以下かつ、減収となった収入以外の収入にかかる所得合計が４００万円以下の方

※町民税の税額のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額のうち、当該事業収入等に係る町民税（令和８年中における当該事業収入等の所得金額と事業収入等の所得以外の所得金額とにあん分して得た額）について、次の表に掲げる区分に従い、当該納税義務者に係る町民税所得割にそれぞれ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を町民税所得割から減免します。

令和７年合計所得金額	減免の割合
300 万円以下のとき	10 分の 10
300 万円を超え 400 万円以下のとき	10 分の８
400 万円を超え 550 万円以下のとき	10 分の６
550 万円を超え 750 万円以下のとき	10 分の４
750 万円を超えるとき 1,000 万円以下のとき	10 分の２

（ウ）　　その他の減免

【対象および減免割合】

町民税の税額のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額（特別徴収される町民税については同日以後において徴収すべき税額とする。）について、それぞれ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を町民税から減免します。

区分	減免の割合
死亡（益城町災害弔慰金の支給等に関する条例第３条に該当する死亡に限る）したとき	10 分の 10
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けることとなったとき	
地方税法第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者となったとき	10 分の 9

※上記①～③の減免について、同一人で２以上の減免に該当する場合においては、減免額が最も大きいものを適用するものとします。

【国民健康保険税】

令和８年熊本地震により被害を受けた方は、被害の程度に応じて国民健康保険税の減免を受けることができます。

① 納税義務者が居住する住宅に被害を受けた方

令和８年熊本地震により納税義務者の居住する住宅が、災害により半壊以上の損害を受けた方に対し、災害を受けた日以後の納期に係る国民健康保険税額について、次の表に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免します。

【対象および減免割合】

住宅の損壊程度	減免の割合
全壊	10 分の 10
大規模半壊・中規模半壊・半壊	10 分の５

② 納税義務者が死亡、行方不明または重篤な傷病を負われた方

【対象および減免割合】

令和８年熊本地震により納税義務者が死亡（災害弔慰金の支給対象）、行方不明または重篤な傷病を負われた方に対し、災害を受けた日以後の納期に係る国民健康保険税額について、次の表に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免します。

区分	減免の割合
死亡したとき	10 分の 10
納税義務者が行方不明（令和９年３月３１日までの間にその行方が明らかとなった場合は、その日の属する前月までの期間）となったとき	10 分の 10
納税義務者以外が行方不明（同上）となったとき	行方不明者分
重篤な傷病を負ったもの	10 分の 10

③　地震による納税義務者の減収

【対象および減免割合】

令和８年熊本地震により納税義務者の令和８年中の事業収入および給与収入のいずれかの減少額（農作物共済金や損害保険金等によって補てんされる金額を控除）が、令和７年中の当該収入と比較して１０分の３以上と見込まれる場合で、令和７年中の合計所得金額が１，０００万円以下かつ、減収となった収入以外の収入にかかる所得合計が４００万円以下の方

※令和７年中における当該納税義務者および世帯の被保険者の合計所得金額の占める当該事業収入等および給与収入にかかる所得金額の割合を乗じて得た国保税額について、令和８年度において課する当該年度分の国保税の税額のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額に次の表に掲げる区分に従い、当該納税義務者に係る国保税にそれぞれ同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を国保税から減免する。ただし、震災による事業等の廃止の場合には令和７年合計所得金額にかかわらず、国保税核の全額を減免します。

令和７年合計所得金額	減免の割合
300 万円以下のとき	10 分の 10
300 万円を超え 400 万円以下のとき	10 分の８
400 万円を超え 550 万円以下のとき	10 分の６
550 万円を超え 750 万円以下のとき	10 分の４
750 万円を超えるとき 1,000 万円以下のとき	10 分の２

※上記①～③の減免について、同一人で２以上の減免に該当する場合においては、減免額が最も大きいものを適用するものとします。

【固定資産税】

令和８年熊本地震により、固定資産（土地を除く）に大きな被害を受けられた方は、令和８年度分の固定資産税の減免措置を受けることができます。当該年度分の固定資産税額のうち災害を受けた日以後の納期に係る税額について、次の表に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を当該固定資産税額から控除します。

① 家屋

損害の程度	減免の割合
全壊、流出、焼失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、復旧不能のとき又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が５０パーセント以上に達した程度のもの	１０分の１０
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の１０分の６以上の価値を減じたもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が４０パーセント以上５０パーセント未満のもの	１０分の８
屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住能力又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の１０分の４以上１０分の６未満の価値を減じたもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が３０パーセント以上４０パーセント未満のもの	１０分の６
下壁、畳等に損傷を受け、居住能力又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の１０分の２以上１０分の４未満の価値を減じたもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し，その住家の損害割合が 20 パーセント以上３０パーセント未満のもの	１０分の４

② 償却資産

損害の程度	減免の割合
価格の１０分の１０の価値を減じたとき	１０分の１０
価格の１０分の６以上１０分の１０未満の価値を減じたとき	１０分の８
価格の１０分の４以上１０分の６未満の価値を減じたとき	１０分の６
価格の１０分の２以上１０分の４未満の価値を減じたとき	１０分の４

【申請】

町税の減免を受けようとする方は、減免申請書および客観的事実を証する書類の提出が求められますが、当該事実を公募等によって確認できるときは、申請書の提出が省略できる場合もあります。詳しくは税務課までお問合せください。

25　水道料金及び下水道使用料の減免【終了】

水道センター（水道課）　☎０９６－２８６－６８８０
浄化センター（下水道課）　☎０９６－２８６－１１３１

※８月及び９月請求分の基本料金を減免しました。

26　地震が原因で漏水した場合の上下水道料金の特別減免

水道センター（水道課）　☎０９６－２８６－６８８０

【対象となる方】

地震が原因で給水装置が破損し、漏水を修繕した方

【減免の期間と金額】

減免期間：漏水が原因で使用水量が増加したとみられる請求のうち、１か月分
減免金額：通常時と比較して、地震による漏水の影響で増加したとみられる水量分の金額

【申請方法】

修繕後、町水道センターに以下の必要書類の提出をお願いします。
・上下水道料金特別減免申請書
　※修繕前後の写真をお持ちの方は添付してください。

【業者一覧】

施工業者については、益城町給水装置工事指定工事店一覧表(R8.5.31 時点)をご確認ください。(https://www.town.mashiki.lg.jp/kiji0038091/3_8091_up_bvel65vm.pdf)

【注意事項】

減免決定まで３ヵ月程度かかる場合があります。
詳細は、町ホームページをご覧ください。

27　各証明書の交付手数料の免除

住民課　住民係　☎０９６－２８６－３１１２

被災された方の経済的負担を軽減するため、次の場合、証明書の交付手数料を免除します。

【対象となる方】

令和８年熊本地震で被災された方

【免除できる場合】

- 地震により、公営住宅に入居する場合
- 地震により、国または地方公共団体の援助を受ける手続きで提出が義務付けられている場合
- 地震により、家屋などの滅失登記を行う場合
- 災害復旧のために保険金を請求する場合
- 災害復旧のために融資を受ける場合　など

【免除できる証明書の種類】
- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 印鑑登録証の再交付（印鑑登録証または登録印を地震により紛失した場合に限ります）
- 各種税証明書
- 固定資産関係証明書

【申請に必要なもの】
- り災証明書または被災証明書
- 本人確認ができるもの

※コンビニ交付は免除の対象外です。

28　マイナンバーカードの再交付手数料の免除

住民課　住民係　☎０９６－２８６－３１１２

令和８年熊本地震の影響によりマイナンバーカードを紛失した場合は、無料でカードの再発行の申請を行うことができます。

【対象となる方】
令和８年熊本地震で被災された方

【対象のお手続き】
マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

【申請に必要なもの】
・り災証明書または被災証明書
・本人確認ができるもの

29　旅券（パスポート）の発給手数料の免除

住民課　住民係　☎０９６－２８６－３１１２

令和８年熊本地震により被災された方について、次の場合、旅券（パスポート）の発給手数料等が減免されます。

【対象となる方】
下記１，２をともに満たす方
１．居住していた住宅が「半壊以上」または「床上浸水」の被害を受けた方
２．令和８年７月２８日時点で益城町に住民票を有している、または有していた方

【申請に必要なもの】
- り災証明書（原本）
- 住民票の写しまたは戸籍の附票の写し（原本）

- 通常の申請に必要な書類一式

※ 住民票の写しは、「個人番号（マイナンバー）記載なし」のものをご提出ください。

【申請期限】

令和９年７月２７日まで

【留意事項】

- 申請方法は、窓口での紙申請のみです。オンライン申請はできません。
- 通常の発給申請を行った後に減免を申請することはできません。必ず申請時にお申し出ください（手数料の還付は行いません）。
- 旅券発給申請の種別を問わず、１回限り減免申請できます。

30　国民健康保険・後期高齢者医療の自己負担額の猶予・免除

健康保険課　保険年金係　☎０９６－２８６－３１１３

令和８年熊本地震により、以下の要件に該当する方は、医療機関および薬局の窓口にて対象者である旨を申し出られることにより、医療保険の自己負担額の支払いが猶予され、支払いが不要となります。

ただし、猶予後に要件に**該当しなかった場合**は自己負担額の支払いが必要になります。

なお、免除については後半部分をご覧ください。

【対象となる方】

（１）・（２）の**両方に**該当する方

（１）益城町国民健康保険の加入者、または益城町にお住まいの７５歳以上の方（後期高齢者医療保険の加入者）。
社会保険等に加入されている方の猶予等については、勤務先にお尋ねください。

（２）次の①～⑥のいずれかに該当する方

① 令和８年熊本地震により、住家の全半壊（**準半壊・一部損壊は対象外**）、全半焼、床上浸水の方（※１）
② ①に準ずる被災をされた方（公費解体・自費解体を含む）
③ 令和８年熊本地震により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病（※２）を負われた方
④ 令和８年熊本地震により、主たる生計維持者の行方が不明である方
⑤ 令和８年熊本地震により、主たる生計維持者が業務を廃止または休止された方
⑥ 令和８年熊本地震により、主たる生計維持者が失業し、現在収入がない方

※１　り災証明書の提示は必要なく、医療機関等の窓口での口頭による申告で構いません。
※２　１ヶ月以上の治療を有すると認められるもの。

【特例の期間】
令和８年７月２８日～令和８年１１月３０日

【留意事項】
・入院時の食事・居住費や、保険適用外の費用（差額ベッド代など）は対象外です。
・県外の医療機関等も対象となります。

【子ども医療費などの「公費負担受給者証」をお持ちの方へ】
「子ども医療費助成」や「重度心身障害者医療費助成」で自己負担額が減額になる方につきましても、今回の猶予等が優先適用されます。
医療機関の窓口では、受給者証と併せて猶予等の対象者である旨を必ずお申し出ください。

【自己負担額の免除について】
・町にて、り災証明書等により要件の①および要件の②の公費解体に該当することが確認できた場合は、猶予された自己負担額が免除されます（申請は不要です）。
・令和８年７月２９日以降の転入で、要件①による猶予および免除を受けられる場合は健康保険課・保険年金係までご連絡ください。
・要件の①に該当しないが、要件の②～⑥（要件の②の公費解体を除く）に該当することによる猶予を受けられた方が免除を受けるためには、要件に該当することが分かる書類の提出が必要になりますので、健康保険課・保険年金係までご連絡ください。

31　国民健康保険の自己負担額の還付【新規】

健康保険課　保険年金係　☎０９６－２８６－３１１３

令和８年熊本地震により、国民健康保険の自己負担額の免除の要件（※１）に該当する方で、既に自己負担額を支払った場合は、還付を受けることができます。還付を受けるためには申請が必要です。

※１　自己負担額の免除の要件については、被災者支援メニュー：30「国民健康保険・後期高齢者医療の自己負担額の猶予・免除」をご覧ください。

【留意事項】
・入院時の食事・居住費や、保険適用外の費用（差額ベッド代など）は対象外です。
・県外の医療機関等も対象になります。
・還付時期については、申請した月から２～３か月後になります。

【対象期間】
令和８年７月２８日～令和８年１１月３０日までの医療機関等受診分。

【還付手続きについて】
免除の要件に該当する方は、以下の必要書類を持参のうえ、益城町役場　健康保険課（１階６番窓口）で手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】
・り災証明書（コピー可）（※２）
・来庁者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
・対象者のマイナ保険証または資格確認書
・令和８年７月２８日以降受診分の医療機関等の領収証原本（※３）
・世帯主名義の通帳またはキャッシュカード
・委任状（別世帯の方が手続きする場合のみ）

※２　免除要件の②から⑥に該当する方は必要な書類が異なりますので、事前に健康保険課・保険年金係までご連絡ください。
※３　領収証を紛失された場合は、医療機関等に再発行の手続きについてご確認ください。

32　後期高齢者医療の自己負担額の還付【新規】

健康保険課　保険年金係　☎０９６－２８６－３１１３

令和８年熊本地震により、後期高齢者医療の自己負担額の免除の要件（※１）に該当する方で、既に医療機関等で自己負担額を支払った場合は還付を受けることができます。
還付手続きについては、熊本県後期高齢者医療広域連合より還付申請書が届いてからになります。
対象者の方には、免除証明書と還付申請書が届きますので、しばらくお待ちください。

※１　免除の要件については、被災者支援メニュー：30「国民健康保険・後期高齢者医療の自己負担額の猶予・免除」をご覧ください。

【留意事項】
・入院時の食事・居住費や、保険適用外の費用（差額ベッド代など）は対象外です。
・県外の医療機関等も対象になります。

【対象期間】
令和８年７月２８日～令和８年１１月３０日までの医療機関等受診分

【還付手続きについて】
免除証明書等が届きましたら以下の必要書類を持参のうえ、益城町役場　健康保険課（１階６番窓口）で手続きをお願いします。

【手続きに必要なもの】
・免除証明書
・還付申請書
・来庁者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
・対象者のマイナ保険証または資格確認書
・令和８年７月２８日以降受診分の医療機関等の領収証原本（※２）
・振込先の通帳またはキャッシュカード
・対象者および代理人の印鑑（振込先を代理人口座へ委任する場合のみ）（※３）

※２　領収証を紛失された場合は、医療機関等に再発行の手続きについてご確認ください。
※３　対象者に介助が必要等の理由で振込先を代理人口座へ委任することが可能です。

33　後期高齢者医療保険料の減免【新規】

健康保険課　保険年金係　☎０９６－２８６－３１１３

令和８年熊本地震による被害を受けた後期高齢者医療保険の加入者の方は、申請により後期高齢者医療保険料の減免を受けられる場合があります。
なお、申請手続きについては後半部分をご覧ください。

【対象者】
次の①から④のいずれかに該当する方
・令和８年熊本地震により、主たる生計維持者の住家が全半壊（**準半壊・一部損壊は対象外**）、全半焼、床上浸水となった方【公費解体・自費解体を含む】
・令和８年熊本地震により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病※を負われた方
※１ヶ月以上の治療を有すると認められるもの。
③令和８年熊本地震により、主たる生計維持者または生計維持者以外の被保険者の行方が不明の方
④令和８年熊本地震により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のいずれかが減少することが見込まれ、次の全てに該当する方
・減少額（保険金等による補填額を差し引いた額）が、前年の当該収入額の３割以上
・前年の合計所得が１，０００万円以下
・減少する収入以外の前年の合計所得が４００万円以下

【減免割合】
対象者①

損害の程度	減免割合
全壊（公費解体・自費解体を含む）	全部
大規模半壊・中規模半壊・半壊	１／２
床上浸水	１／２

対象者②③：全部
対象者④：前年の合計所得等に応じ全部～２／１０（事業等の廃止や失業は全部）
※複数に該当する場合は、減免額が最も大きくなるものを適用します。

【減免対象保険料】
対象年度：令和８年度
納期限　：令和８年７月２８日から令和９年３月３１日まで
（年金からの差し引きの場合は、令和８年８月から令和９年２月までに年金から差し引かれる保険料）

【申請手続きについて】
対象者ごとに手続きが異なりますので、ご注意ください。

対象者①に該当する方
町にて、り災証明書等により対象者①に該当することが確認できた場合は、減免決定通知を送付します（申請手続きは不要です）。送付の時期は１１月以降になる見込みですが、２次調査を依頼した方は遅れる場合があります。
ただし、被災した住所が町外の方および自費解体した方は、手続きが必要となる場合がありますので、健康保険課・保険年金係へお問い合わせください。

対象者②～④に該当する方
要件に該当することが分かる書類の提出が必要になりますので、事前に健康保険課・保険年金係へお問い合わせください。

【納めすぎとなった保険料の還付について】
減免が決定し、納めすぎとなった保険料は、改めて還付通知を送付予定です。

【申請期限】
令和９年３月３１日（水）まで

【申請受付窓口】
益城町役場　健康保険課（１階６番窓口）

34　国民年金保険料の免除【新規】

健康保険課 保険年金係　☎０９６－２８６－３１１３
日本年金機構　被災者専用フリーダイヤル　☎０１２０－８０８－６７８

令和８年熊本地震で被災し、住家や家財などについて損害を受けられた方は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除を受けることができます。
詳細については、町ホームページよりご確認ください。

町ホームページ

【対象となる人】
国民年金第１号被保険者で、住家や家財等の財産の被害金額が、元の価格の概ね２分の１以上の損害を受けた人。

【免除の割合】
全額免除 ※保険料が免除されると、全額納付時と比べて、将来受け取る年金の額が減少します。

【申請に必要なもの】
・国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届
※被災状況届の記入方法については、日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（０１２０－８０８－６７８）までお問い合わせください。
・本人確認書類（運転免許証またはマイナンバーカードなど）
・委任状（本人以外が申請する場合）

【免除期間】
令和８年６月～令和１０年６月
※自動更新ではなく、令和７年度分（令和８年６月）、令和８年度分（令和８年７月～令和９年６月）、令和９年度分（令和９年７月～令和１０年６月）の免除サイクルごとに申請が必要です。

【申請受付窓口】
健康保険課　保険年金係（役場１階⑥番窓口）または熊本東年金事務所

35　介護保険の自己負担額の猶予・免除

健康保険課　介護保険係　☎０９６－２８６－３１１４

令和８年熊本地震により、次の要件に該当される方は、介護サービス利用料の自己負担分の支払いが猶予され、支払いが不要となります。
り災証明書等の提示は必要なく、口頭での申告で構いません。（後日確認いたします。）
なお、猶予後に要件に該当しなかった場合は、自己負担額の支払いが必要となります。

【対象となる方】
次の（１）・（２）の両方に該当される方

（１）益城町介護保険の加入者
（２）令和８年熊本地震を原因として、次の①～⑤のいずれかに該当される方
① 住んでいる家が全半壊または、これに準ずる被災をされた方
（準半壊・一部損壊は対象外）
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病（１か月以上の治療を有すると認められるもの）を負われた方
③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【特例の期間】
令和８年７月２８日～令和８年１１月３０日までの介護サービス分

【対象外となるもの】
居住費、食費等

【自己負担額の免除について】

- 町にて、り災証明書により要件の①に該当することが確認できた場合は、猶予された自己負担額が免除されます（申請は不要です）。
- 要件の①に該当しないが、要件の②～⑤に該当することによる猶予を受けられた方が免除を受けるためには、要件に該当することが分かる書類の提出が必要になりますので、健康保険課・介護保険係までご連絡ください。

【既に支払っている自己負担額の還付手続きについて】

免除の要件に該当される方で、介護施設等に支払った自己負担額の還付手続きについては後日、ご案内します

なお、還付手続きには「領収証」が必要になりますので、保管をお願いします。領収証を紛失された場合は、施設等に領収証の再発行等についてご相談ください。

36　福祉用具の再給付

福祉課　障がい支援係　☎０９６－２８６－３１１５

令和８年熊本地震により、使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

【対象となる方】

身体障害者手帳をお持ちの方で、令和８年熊本地震により、益城町から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方。

※詳細はご相談ください。

【給付対象の福祉用具】

◆障がい者日常生活用具

介護用ベッド、入浴補助器具、たん吸引器、ネブライザー（吸入器）、ストーマ装具など

◆補装具

車いす、電動車いす、歩行器など

【申請に必要なもの】

・印鑑　・身体障害者手帳　・破損状況が分かる写真等

※福祉用具の種類により、その他必要書類がありますので、まずはご相談ください。

37　特別児童扶養手当などの災害特例措置

福祉課　障がい支援係　☎０９６－２８６－３１１５

令和８年熊本地震により、住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の７月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

【対象となる方】

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給資格があり、下記のいずれにも該当する方

- 手当の受給資格者、配偶者又は扶養義務者の所得制限により手当の支給が停止されている方
- 住宅または家財などの財産について、その価格のおおむね２分の１以上の損害を受けた方（被災金額から地震保険等の給付金により補てんされた金額を除いて算定します。）

【被災財産の種類】

- 住宅、家財
- 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

【支給に当たっての注意点】

・被災金額には、保険金などで補てんされた金額を除きます。

・災害を受けた年（令和８年）の所得について再確認を行います。
災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

【申請に必要なもの】

・被災状況書　（福祉課窓口にあります。）
・り災証明書や被災証明書、写真など、被災状況が分かるもの
※詳細につきましては福祉課障がい支援係までご相談ください。

38　保育料の減免【新規】

こども未来課　保育係　☎０９６－２８６－３１１７

被災状況に応じて保育料の減免を受けることができます。

【対象となる方】

令和８年熊本地震により住家に被害を受けた方

【減免割合および期間】

住家の被害程度	減免対象期間 ※	減免割合
全壊・大規模半壊	令和８年８月分～令和９年７月分	全額免除
中規模半壊・半壊	令和８年８月分～令和９年７月分	５割
準半壊	令和８年８月分～令和９年７月分	３割

【申請に必要なもの】

- 減免申請書
- り災証明書（コピー可）

※　令和９年４月に保育料無償化対象になる年少児（３歳児）となった場合は、令和９年３月までが減免対象になります。